

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

特許法等の一部を改正する法律(平成二十年四月十八日法律第十六号)(抄)……………1

特許法等の一部を改正する法律（平成二十年四月十八日法律第十六号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一条中特許法第七十七条第一項の改正規定、第四条中商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第二項、第六十条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の改正規定並びに次条第六項、附則第五条第二項及び第八條から第十三条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 （略）